# 「動物に権利はあるか？」

2019.07.21(0)

2019 年 7 月 20 日（土）15:00-18:00
参加：12 名
司会・文責：堀越

1. 概要：
   ・初参加 5 名を含む総勢 12 名で、主に、権利と義務の関係、権利とそれを保護する法との関係、人間界における権利を動物にあると見做すときその判断基準は何か、について対話し、考えた。

2. 対話：
   (0) 問いの提起：
   ・進行役から、権利を考える狙いを持って、動物を主体に考えてみたいと説明し、本問いを提起した。
   (1) 参加者が動物の権利を意識した／感じた事例（場面）：
   ・初めに、参加者から動物の権利について意識したり感じたりした経験を挙げてもらった：
   ①シーワールドの鯱が、彼ら元々の自然界から勝手に持ってこられていて不自由そうに感じたとき。
   ②シーワールドの鯱が人間を襲ってしまったニュースを知ったとき。
   ③動物園の動物が不自由そうに見えたとき。
   ④ペットの不妊手術を見聞きしてモヤモヤしたとき。
   ⑤ペットが所有物とされることに違和感を覚えたとき。
   ⑥動物園の動物を観て楽しむ人間の権利はあるのかと考えたとき。
   ⑦餓死してしまう子猫がいてかわいそうと感じたとき。
   ⑧避妊手術された猫（サクラネコ）が自由に歩き回っているのを見聞きしたとき。
   ⑨捨て猫を保護する家・施設のことを見聞きしたとき。
   (2) 人間は動物や自然界にどう介入できる・しても許されるのか？
   ・動物にも最低限の権利として生存の権利はある。そう意味からも、①自然界にはなるべく介入しない方がいい。②介入したらその動物に対する責任が人間に生じるので、なるべく共生できる方法を探る。③但し、娯楽は共生とは異なる。
   →ここで共生とは、人間にとっての愛玩や癒しとどう違うのか。
   ・（どうしても権利を考えるときに義務をセットで考えてしまうが）ペットは飼い主から餌の提供により生きる権利を得るが、代わりに飼い主へ自然に癒しを与えることで義務を果たしていると考えられる。
   (3) 権利とは？その１／権利と義務は一体か？その１
   ・権利の定義について認識を合わせないと、動物に権利があるかないかを考えられない。
   →最終的には「権利とは何か」を考えることを狙うが、それが難しいのでまずは回りから考えてみたい。
   ・動物には権利や義務の概念を理解できないのでない。よって、動物が権利を得たり義務を果たしたりすることはない。動物が権利を主張するということはおかしいし、考えられない。
   ・「餌を得て生きる権利を得て、癒しを与える義務を果たす」という意見があったが、それは権利・義務ではなく、利害関係で説明できるのではないか。
   (4) 動物がいる自然界のルールその１
   ・人間は牛や豚を食べている。自然界では弱肉強食の下で強者側が弱者側を食べ、食い合っている。
   ・例えば猿のようなある動物は縄張り（テリトリー）を守る。これは外敵に対して威嚇する側は権利の主張であり、守ることは義務の遂行ではないか。
   (5) 権利とは？その２
   ・権利というのは、人権思想のように生まれながらに自然に持っていると見做すものである。そこには事例にあるようなかわいそうという心理がある。
   ・権利を考えるとき、法律によって初めて権利がある・保障されると考えられる。これは、人間には元々ある種の基本的な権利が自然に備わっている、（そういう法律や概念を理解できない）赤ちゃんや知的障碍者にもあるとする考えである。
   ・権利を考えてみると、過去は黒人や女性にはある種の権利が認められていなかった歴史が厳然とある訳で、それをこれではいけないとあるときに気付き、弱者側が強者側から勝ち取ってきたものである。そう考えると、権利を主張して、その後それが認められるという過程が必要ではないか。先ほどの猿の例では、権利というテリトリーを威嚇により主張し、その権利を争いの結果で合意し、守るという義務を果たそうとしているように見做せる。だから、ある種の動物には権利がある。
   ・先ほどからの意見を聴いていて、権利を考える過程には、最初は「かわいそう」に代表されるような心理があり、それを何とかしようとする義務感が芽生え、それらが倫理観となるように思う。義務感が動機となって法を作ろうと考え、倫理観によってその作成時に判断するということではないか。
   (6) 権利と義務は一体か？その２

・権利を保護する法があれば、その法を守ることが義務である。なので、法があるなら、権利は義務と一体である。

→法を破ったとしてもその個人から奪われない権利もある。例としては、交通法規を破っても違反金という罰は受けるが、その他の所有権やましてや生存権は奪われない。

→極端な例では、殺人を犯した人が罰として死刑になれば生存権は奪われてしまう。

→その生存権を奪ってもいいのかという観点から、死刑に反対があり、多くの国が廃止に動いている。

・選挙権という権利は、投票に行っても行かなくても、選挙権はもちろん他に奪われる権利はない。

(7) 保護する法は？作る？

・動物に権利があるかを考えるとき、それを保護する法がないという観点からは、ない。だが、あると見做した方がいいかと考えると、見做すべきであると思うので、法を作るべきだと思う。

・例えば、チンパンジーがアルファ（リーダー）になるには一定の条件があり、それをクリアした者がリーダーになる。この場合は、ルールがあると考えるべきだし、アルファにはその立場における権利があるように見える。

(8) 権利と義務は一体か？その３

・人間の赤ちゃんにも権利はある。それは、大人になるまでに色々と教育を受けることで、我々と同じ成人になる。成人になれば義務を果たすという期待があるからである。

・赤ちゃんや寝たきりの人、知的障碍者は、いるだけで義務を果たしている。そう見做せる。というか見ている側が見做すしかない。

(9) 考えるべきルールは人間界か自然界か？

・今まで私達は権利という概念を考えてきたが、人間界におけるルールの下での権利を考えているのか、それとも、動物界のルールの下での権利を考えているのか。どちらにもルールも権利もあると思う。

→特に反対意見がなかったので、以降は人間界におけるルールの下での権利を考える。

(10) 権利と義務は一体か？その４

・人間界のルールの下で、動物に（人間界で考える）権利があるかを考えるとき、それはどうやっても人間が見做すものとなる。だからどうやっても、権利と義務は一体と考えている人にとっては、そこに動物の義務を見做そうとしてしまうし、一体ではないと考える人にとっては、義務は見做せないということかもしれない。

・赤ちゃんは、成人した後に何らかの義務を果たすことで、世の中に何らかのプラスが返ってくるものを期待できるから、権利を認めている。

→本当か。その社会にとって利益のない人には権利はないのか？

・心理・感情の面からは義務を果たさないが権利だけを主張する人がいると、どうしても何か違和感を抱いてしまう所がある。

(11) 思考実験

・そもそも動物に権利があるという立場 A と権利はないという立場 B のいずれかであるとしたときに、その分岐によって、人間の動物に対する態度がどう変わるのかピンと来ない。何か良い例はないか。

・日本国のいかなる法律（含：動物愛護法、鳥獣保護法）でも保護されていない動物 A がいたとして、下記いずれかあるいはどちらも許されるか。

① 動物 A を使って人間の何らかの便益を目的としたある種の動物実験を行うために、一週間の期間に渡って激痛（と推認できる）を与え続ける。

② 動物 A を使って快楽等を含む人間の嗜好だけのために、①と同じ激痛を与え続ける。

・上記のいずれかあるいはどちらも許せないなら、そこには人間が法では保護されていないが、あると考えるべき・考えた方がいい権利を想定していると言えないか。

・動物 A に苦痛を与えてはならないとすることは、その動物に権利を認める訳ではないのではないか。

→人間にその動物 A を保護しなければならない、保護した方がいいとする義務を想定してしまうことが、翻ってその動物に権利を認める第一歩なのではないか。

・このテーマを考え始めた時から上記両ケースは考えていた。②はもちろん論外で許せないが、①でも化粧はなくても死なない範疇なので、化粧品開発なら許せない。医薬品開発でも、期待効果が３ヶ月だけしか人間の余命を延ばせないと想定されるような場合には許せない。

・保護する法がないのに、何の基準によってその権利があると判断できるのか？

→やはり人間がどうやっても人間界のルールや判断によって動物に対して見做す権利なのだから、その判断基準は倫理（倫理観）なのではないか。

3. まとめ：

・「不必要に動物に苦痛を与えることは許されない」という点に行き着いた後、そこから「動物にも権利がある」と考えるか、ただ「人間側に動物を保護する義務がある」と考えるか。そこを対話しようとしたところで時間切れとなった。参加者や読者の黙考に委ねたい。

以上